

ご被害者のみなさまへ

このたびの福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」といいます)により、被害を受けられたみなさまはもとより、広く社会のみなさまに大変なご迷惑、ご不安をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、国や自治体、メーカー、協力会社、さらには各国政府など、多方面の方々のご支援とご協力を仰ぎながら、原子炉等の安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されているの方々のご帰宅や法人・個人事業主の方々の事業活動の正常化の実現、さらに社会のみなさまに安心して生活いただけるよう、全力で取り組んでまいります。

また、ご被害者のみなさまへの補償につきましては、原子力損害賠償制度にもとづき、弊社として誠意をもって公正かつ迅速に対応してまいり所存でございます。

弊社はすでに、政府等による出荷制限指示・出荷自粛要請があった区域における対象品目に関して農林漁業者の方々が被られた営業損害及び避難等対象区域内に事業所を有する中小企業者、個人事業主並びに公益法人の方々が被られた営業損害に対し、補償金の一部仮払いを実施させていただいておりますが、このたび、平成23年8月31日までに被られたご被害について、補償金のお支払い(本補償)をさせていただく準備が整いましたので、請求書類一式をお送り申し上げます。

お手数をおかけすることになり誠に恐縮ですが、請求書等にご記入いただいたうえ、必要な書類を添えていただき、同封の封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご被害者のみなさまには、大変なご迷惑とご不安をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫